

## 別紙

# 米子市居場所づくり事業業務仕様書

### 1 委託事業の目的

重層的支援体制整備事業の参加支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第2号）として、引きこもり等の社会的孤立状況にある方に対して、通いの場や社会とつながるための支援等の提供を通じて社会参加を支援していくことを目的とする。本事業は、事業内容や設置個所数等を実証実験するためのモデル事業として実施する。

### 2 委託事業の対象者

- (1) 社会的孤立状況にある者、またはその恐れのある者
- (2) 貸室等施設を利用する米子市を活動拠点とする団体

### 3 委託事業の対象地域

米子市内全域

### 4 委託事業の実施期間

令和5年7月1日から令和6年3月31日まで

※令和7年3月31日までをモデル期間とし、委託後、業務遂行に特段の支障がなく、かつ本事業の予算が令和6年度予算において米子市議会において承認された場合に限り、令和6年度について引き続き公募選定事業者と委託契約を締結するものとする。ただし、委託契約は、令和5年7月1日から令和6年3月31日、令和6年4月1日から令和7年3月31日それぞれで単年度契約とする。

### 5 委託事業の内容

乙は、委託事業として、次に掲げる業務を実施しなければならない。この場合においては、米子市ふれあいの里総合相談支援センター、各支援関係機関と密接な連携を図るものとする。

- (1) 社会的孤立状況にある方が、安心して通うことのできる「通いの場」の提供を行う。
- (2) 社会とのつながりを持てるような「通いの場」で実施できる支援メニューを開発・開拓するとともに、その支援メニューを提供する。
- (3) 総合相談支援センターと連携し、総合相談支援センター等の支援関係機関からつながれた支援対象者が「通いの場」での支援が継続できるよう努める。
- (4) 「通いの場」で利用者の相談を受け、必要な支援に応じて各支援関係機関へつないだり、「通いの場」にて支援を継続する。
- (5) 様々な団体が活動する場として貸室を提供するとともに、活動団体と社会的孤立状況にある方をつなぐ。
- (6) 米子市重層的支援会議等の支援に関する会議に必要なに応じて参加する。
- (7) モデル事業として、事業内容や設置個所数について検証し、米子市に報告する。
- (8) 本項（1）から（7）のほか、居場所づくり事業の実施に必要な業務を実施する。

## 6 委託事業の実施体制

### (1) 職員配置

相談支援員を1名以上を配置するものとする。配置に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

ア 相談支援員には、引きこもり等に関する知識を修得させるよう努めること。

イ 相談支援員には、米子市が実施する「人と地域とつながる研修」等を受講させ、質の向上に努めること。

ウ 委託事業の実施及びその実施に要する会計の執行に当たり、委託事業及びそれ以外の事業の区分並びに相談支援員としての業務及びそれ以外の業務の区分を明確にしておくこと。

### (2) 実施場所

居場所づくり事業の実施場所を1箇所設置し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

ア 実施場所は、米子市内とする。

イ 実施場所は、他の委託事業、補助事業等で使用する同一施設内での実施は可能だが、居場所づくり事業に資する場所は原則専有とする。

ウ 実施する施設は、利用者が十分に活動できるスペースを確保するとともに、貸室を1部屋以上確保すること。

### (3) 体制

ア 委託事業の実施は、原則として、週30時間とする。ただし、甲及び乙の協議により、実施する日及び時間を変更することができる。

イ 前項で定めた委託事業の実施日、時間中は、相談支援員を1名以上常駐させるものとする。

## 7 遵守事項

乙は、次に掲げる事項を遵守して、委託事業を実施しなければならない。

### (1) 委託事業の費用

本事業に係る費用は、支援対象者及び貸室利用者から徴収しないこと。

### (2) 苦情等への対応

委託事業の実施に関する苦情、紛争等への対応は、原則として、乙の責任において行うこと。

### (3) 危機管理

様々な障害、事故、災害等の緊急事態が発生した場合においても、委託事業の実施に支障を来すことがないように、十分な対応策を整備すること。

## 8 米子市居場所づくり事業に係る協議等に要する経費

米子市居場所づくり事業に係る協議、打合せ等に要する経費は、全て乙の負担とする。